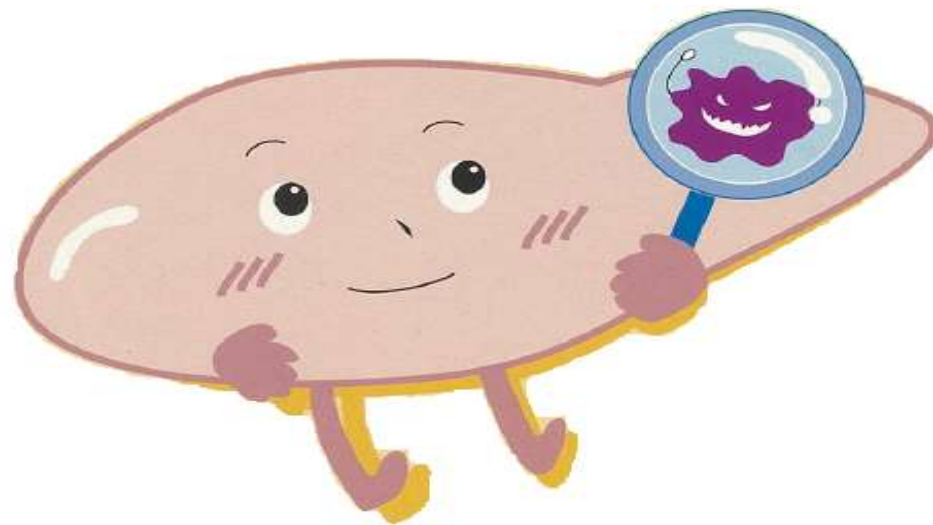


B型・C型肝炎患者の皆様 定期検査費用の助成があります

対象となる方は？

○肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方（治療後の経過観察の方も含む）のうち、**非課税世帯に属する方、または世帯の市町村民税課税年額が23万5千円未満の方**



対象となる費用は？

○初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び血液検査、超音波検査（肝硬変・肝がんの方は、CT撮影又はMRI撮影）※2回/年度

助成の条件は？

- 定期的な状況確認の連絡（フォローアップ）を受けることに同意すること
- 申請時に肝炎治療助成制度の受給者証の交付を受けていないこと

どうすればよいの？

- ① 定期検査を受ける前に、所定の診断書（※1）、住民票（※2）、住民税非課税証明書または市町村民税課税証明書（※3）を管轄の保健所に提出してください。
- ② 提出後、対象であることが確認次第、証明書を交付します。
- ③ 交付された証明書を持って、肝疾患専門医療機関で定期検査を受診してください。
- ④ 所定の請求書を医療機関で記入してもらい、領収書及び診療明細書を添付の上、管轄の保健所に提出してください。

※1：診断書発行に係る費用は助成対象外です。

※2：同一世帯に属する全員の記載があるものです。

※3：住民票に記載している全員分が必要です。

市町村、保健所、委託医療機関で実施している肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方は、初回精密検査の助成も実施しています。